平成２９年（フ）第４３９号
茨城県笠間市吉岡113番地91
債務者　本多　孝弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１９４号
茨城県つくば市吉瀬548番地
債務者　中島　昌弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４７号
茨城県石岡市石岡2123番地６　シェドーブル３号室
債務者　工藤真二郎
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
茨城県石岡市北府中１丁目12番35号、前住所茨城県小美玉市小川383番地17　Ｍａｍａ　Ｃｕｔｅ106号
債務者　芝地　良彦
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３８７号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄124番地
債務者　森　　功有
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２７号
京都府向日市鶏冠井町山畑21番地の８　フォーブルこまぐさ　103号
債務者　桐畑　貞子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２０号
兵庫県赤穂市塩屋2126番地１　塩屋団地Ｂ－302
債務者　大川　友子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第３０号
兵庫県高砂市春日野町２番１号　かなえ荘10号
債務者　藤野　実信
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第３７号
兵庫県加古川市新神野２丁目22番３－110号
債務者　吉本　　遼
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８５４号
広島県安芸郡府中町城ケ丘11－１ベルグ城ケ丘Ｉ101号室、住民票上の住所広島市西区南観音１丁目10番44号
債務者　川上　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番73―102号
債務者　勝田　善幸
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番73―102号
債務者　勝田　邦子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９号
広島県安芸郡海田町南昭和町12番13―204号
債務者　北澤良太郎
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９号
広島市東区矢賀６丁目１番56―102号　ベルメゾン矢賀Ｃ棟
債務者　米岡奈央子（旧姓濱本）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６号
福岡市南区井尻４―13―21―202、住民票上の住所福岡市南区高木２丁目24番26号
債務者　古賀　未樹
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１５７号
福岡市中央区清川２丁目13番30―202号
債務者　佐伯　真吾
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１５８号
福岡市西区拾六町団地４番19―304号
債務者　溝口　　新
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部